

西之表市立学校屋内運動場照明設備及び特別教室等設備使用料徴収規則

(平成元年4月21日)
(規則第8号)

改正	平成2年2月1日	規則第5号	平成9年3月28日	規則第8号
	平成5年3月12日	規則第3号	平成17年3月31日	規則第16号
			平成21年3月31日	規則第号

(趣旨)

第1条 この規則は、西之表市行財政財産の使用料徴収条例(昭和47年西之表市条例第17号)第2条及び第8条の規定に基づき、西之表市立学校の屋内運動場照明設備(以下「屋内照明設備及び特別教室等設備」という。)使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 屋内運動場照明設備を使用する者は、別表第1に定める金額を使用料として納付しなければならない。
2 特別教室等を使用する者は、別表第2に定める金額を使用料として納付しなければならない。
3 使用料は、市長が認めた場合を除き、現金で前納しなければならない。

(使用料の還付)

第3条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一つに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。
(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。
(2) 公益上又は学校施設の管理上の必要により使用許可を取り消したとき。
(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出、市長がこれを認めたとき。
(4) その他市長が特別な理由があると認めたとき。
2 使用料の還付を受けようとするものは、屋内運動場照明設備及び特別教室等設備使用料還付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、次の各号の一つに該当すると認めるときは、使用料を減免し、又は免除することができる。
(1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事に使用するとき。
(2) 学校教育機関の行事等で教育委員会が減免又は免除を必要と認めるものに使用するとき。
(3) その他特別の理由があると市長が認めるとき。
2 使用料の減免又は免除を受けようとする者は、屋内運動場照明設備及び特別教室等設備使用料減免申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則(平成2年2月1日規則第5号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月12日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第8号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の西之表市立学校屋内場照明設備及び特別教室等使用料徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前に使用する者に係る使用料については、なお従前の例による。